

公益財団法人 大阪府三島救急医療センター
ソーシャルメディアポリシー(職員向け)

【背景】

最近、ブログやFacebook、Twitter、LINEなどを利用する人が増え、インターネット上での不適切な書き込みによる不祥事が大きな社会問題となっています。例えば、クローズされた場所と思い安心して書き込みをしていたものが、ITの知識不足やウイルス感染などで、不特定多数の人にオープンになる危険性もあります。また、仕事の問題点や患者さん関係の話など、気軽にブログなどに書いていることが、流失しないとも限りません。職業上知り得たことは守秘義務がありますし、Facebookなどのように実名で登録されているものもあるのですが、つい悩みなどを打ち明けて、不特定多数にその人の名前がわかってしまっていることに気づいていない場合もあります。ネットの向こうのひとが見えないだけに、多くの人に見られていることには案外無頓着だったりします。

【目的】

そこで公益財団法人 大阪府三島救急医療センター(以下、当法人)はソーシャルメディアを有効かつ適正に活用するために、当法人全職員および業務委託先社員全員のソーシャルメディア利用にあたってのガイドラインとして、ソーシャルメディアポリシーを定めます。

【ソーシャルメディアの定義】

ソーシャルメディアとは、ブログ・Twitter・Facebook・LINE・電子掲示板・ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする伝達手段を指します。

【適用範囲】

本ソーシャルメディアポリシーは、所属する組織や雇用の形態に関わらず、当法人の業務に従事する全ての人に対して適用されるものです。

【ソーシャルメディア利用にあたっての基本マナー】

1. 適用対象者は、本ソーシャルメディアポリシーをふまえて行動する。
2. 医療人としての自覚を持ち、守秘義務を遵守し、業務上知り得た情報を不用意に発信しない。
3. 人権、プライバシー権、肖像権、著作権その他の知的財産権を尊重し、誹謗中傷や差別的表現等による第三者の名誉、その他権利侵害行為を行なわない。
4. ソーシャルメディアの特性を認識し、個人や組織に不利益な情報を投稿しない。
5. 事実に基づいた情報公開を行い、誤った情報や憶測を発信しない。
6. 以下の点を十分に理解し、個人や組織に影響がないか配慮し、慎重にかつ正確性に留意して情報を発信する。
(ア) インターネット上へは不特定多数の利用者がアクセス可能であること
(イ) 一度インターネット上に公開した情報は、完全には削除できないこと

(ウ) 情報発信には、自己・当法人・第三者等の評判を高め、あるいは低下させる影響力があること

7. 発信した情報が当センターの評価になることを意識する。
8. 個人所有のデータを職場のコンピュータに取り込んで、ウイルスを拡大させない。
9. 発信される情報に混乱が生じている場合は、静観する姿勢をもつ。
10. 当法人に対し否定的・中傷的な投稿を見つけた場合、個人の判断で反論せず担当部署へ報告する。
11. ソーシャルメディアの利用について、当法人が不適切と判断した場合は就業規則に則り注意や処分を受ける。

本ソーシャルメディアポリシー(ガイドライン)は定期的運用チェックを行い、外部環境に応じた見直しを行います。また予告なく変更される場合がありますが、変更した場合、職員に対し再度周知いたします。

平成 25 年 11 月 1 日

公益財団法人 大阪府三島救急医療センター

大阪府三島救急医療センターソーシャルネットワークポリシー

当センターでは、ソーシャルネットワークの適性利用のため、以下に定める基本マナーを遵守すること。

1. 医療人としての自覚を持ち、守秘義務を守り、不用意に院内の、情報を発信しない。
2. ソーシャルネットワークの特性を認識し、個人や組織に不利益な情報を投稿しない。
3. 事実に基づいた情報公開を行い、誤った情報や憶測を発信しない。
4. 不特定多数の方が閲覧していることを認識し、個人や組織に影響がないか配慮する。
5. ソーシャルネットワークの利用について、センターが不適切と判断した場合は就業規則に則り注意や処分を受ける。
6. 個人所有のデータを職場のコンピュータに取り込んで、ウイルスを拡大させない。
7. 人権、プライバシー権、肖像権、著作権その他の知的財産権を尊重し、誹謗中傷や差別的表現等による第三者の名誉、その他権利侵害行為を行なわない。

上記の内容について、ソーシャルネットワークポリシーと定め、周知するとともに、定期的運用チェックを行い、外部環境に応じた見直しを行う。

公益財団法人 大阪府三島救急医療センター